

埼玉県公労使会議 (地方版政労使会議)

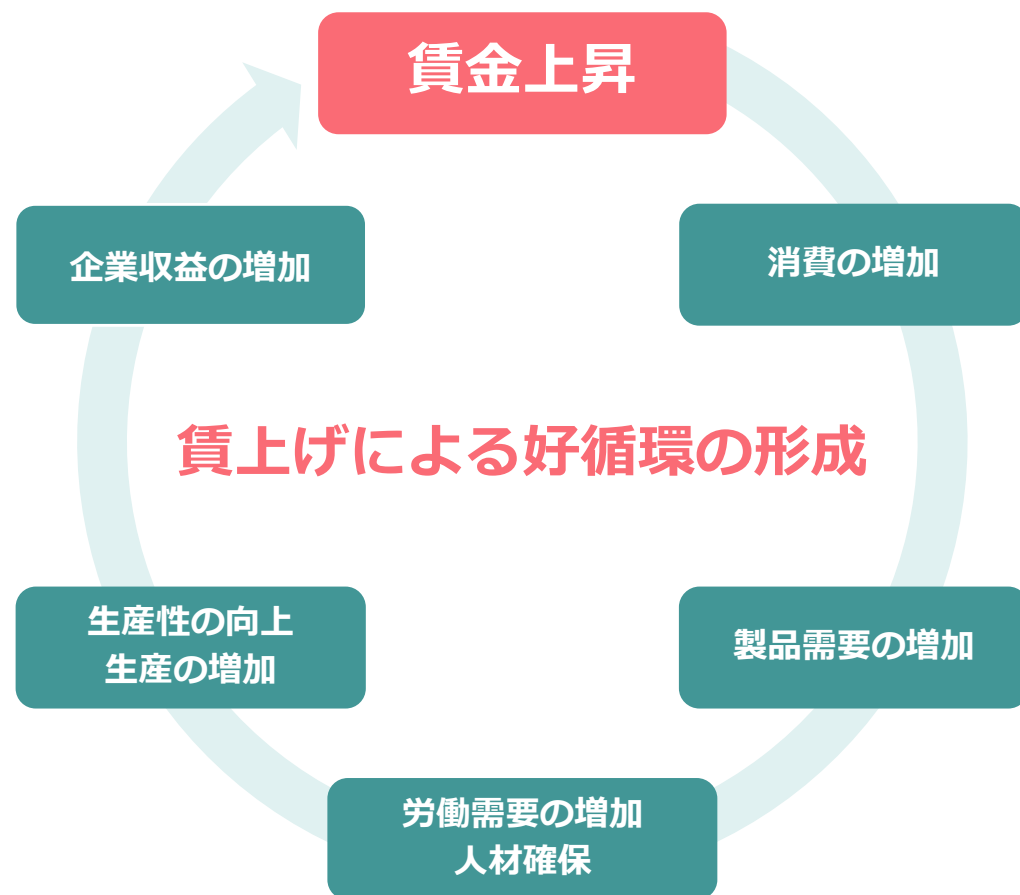
埼玉労働局配布資料

令和8年2月6日

賃上げによる好循環

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。

賃上げ率	5.10% (R6年)	5.25% (R7年)
※連合 春季生活闘争回答集計結果		
民間消費支出	328兆円 (R6年第2四半期)	340兆円 (R7年第2四半期)
民間設備投資	105兆円 (R6年第2四半期)	110兆円 (R7年第2四半期)
就業率	61.7% (R6年第2四半期)	62.3% (R7年第2四半期)
営業利益	23.3兆円 (R6年第2四半期)	23.4兆円 (R7年第2四半期)
※資本金1,000万円以上		
名目GDP	606兆円 (R6年第2四半期)	635兆円 (R7年第2四半期)



賃上げ環境の整備

内閣官房

内閣府

農林水産省

厚生労働省

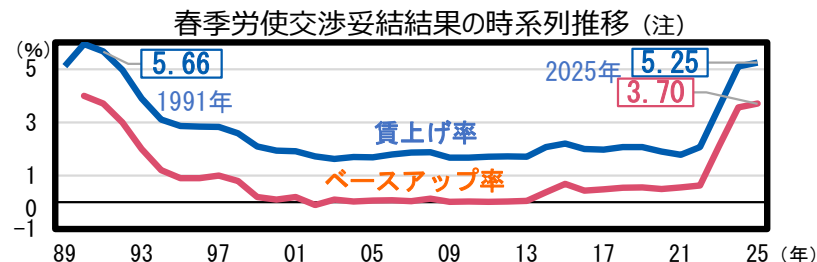
公取委

経済産業省

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、**賃上げ率が2年連続で5%台**で、約30年ぶりの高水準



主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **事業承継・M&A**の支援強化
- 「**100億企業**」の創出支援
- **予兆管理**や**再生支援**の強化
- 「**省力化投資促進プラン**」の推進

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒し**し、**医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善の取組を支援**

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「**労務費転嫁指針**」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者を支援**
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

・重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

賃金引上げに向けた厚生労働省の支援施策（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

事業主の皆さまへ

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用ポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、6.5万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用ポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、3.6協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額 基本部分 賃上げ 加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円 6～360万円（※2）
勤務間インターバル導入コース	50～120万円

活用ポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合
（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算
（※3）別添団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合
※2 5%以上の賃上げ又は賃増等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃増等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1,000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるかが異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）

活用ポイント 職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	（40万円）
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% （50%）

活用ポイント 雇用管理改善の取り組み（賃上げ加算）

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能（※）
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ（5%以上）で、助成額を加算（※） 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

- ・ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）

- ・これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- ・雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

- ・中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- ・在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成（上限額8,870円/1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/>
キャリア支援 <https://career.mhlw.go.jp/outline/00007.html>



（R7.10）

全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

令和8年度予定額 85百万円（一）※当該額はキャリア形成・リ・スキリング事業の内数

「国民運動」としての取組方針

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、労使、大学等の教育機関、業界団体等において、リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成を図る。
- 有識者や賛同企業等にもご協力をいただきながら、経済産業省、文部科学省など関係省庁との連携強化や関連施策の情報発信を行う。
- 技能五輪国際大会（2028年）までの3年間を集中実施期間とし、令和8年度から、労使、大学等の教育機関をはじめ、幅広いターゲットに向けて情報発信を行う想定。ものづくり・DX分野などにも焦点を当てながら、関係機関と連携し、リ・スキリングに関する情報及びプログラムへのアクセス向上や技能尊重の機運醸成を図る。

主な取組事項（案）

- 有識者会議の設置・機運醸成に向けた参加型シンポジウム等の開催
 - 国民運動の基本的な方向性や効果的な発信手法を検討。
 - リ・スキリング国民運動の熱量を高めるシンポジウムを開催。
- 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等
 - 他省庁のリ・スキリングに関する施策・政策資源とも連携及び活用していくことで、より効果的にリ・スキリングの機運醸成を図る。
- 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
 - 機運醸成の情報拠点として、特設サイトを開設。
 - 企業における好事例の収集・公表。
 - SNS・ウェブ・既存イベント・関係機関を通じた周知広報。
- キャンペーンロゴ・名称の設定
 - 国民運動の周知・広報を推進するキャッチコピー・ロゴを決定。

※ 本施策を推進していくためには、厚生労働省・都道府県労働局を始めとする関係省庁と各地域の労使が連携して、地域に根差した取組を進めていくことが重要。各地域の先進的な取組のご紹介やその情報発信にも取り組み、リ・スキリングの機運醸成につなげていくことを予定。

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

省力化投資促進プラン

- 2025年6月、人手不足が深刻と考えられる**12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）**について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「**省力化投資促進プラン**」を策定。
⇒これらのプランについては、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.htmlで公表中。
- 2025年12月には、**これらに、新たに、警備業が追加**された（※次ページ参照）。
- プランの実行に当たっては、全国2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国500の地域金融機関によるデジタル支援ツールも活用した**全国規模でのサポート体制構築**、希望する中小企業等に対する**専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」の設置を予定**。

経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

「強い経済」を実現する総合経済対策（2025年11月21日閣議決定）（抜粋）

（持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援）

人手不足感の強い12業種（※）を中心に、省力化投資を促進するため、「省力化投資促進プラン」に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。

（※）飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業の12業種。**これらに、新たに、警備業を追加する予定。**

警備業・省力化投資促進プランの概要

実態把握の深堀

- 警備業は、**過酷な労働環境・低賃金のため、人手不足が深刻化している**（2025年9月の有効求人倍率：警備業6.70倍/全職業1.10倍）。
- 警備員は、離職率が高く、**高齢化が進んでいる**（2024年における65歳以上の労働者の割合：警備業34.3%/全職業13.6%）。
- 警備業務は危険と隣り合わせであり、**毎年、多くの警備員が不慮の事故により殉職している**（令和6年には28名が殉職）。
- 警備業は労働集約型であり、**省力化とともに労働災害防止に資する自動化・機械化・システム導入の推進が必要**である。

多面的な促進策

- 警備ロボットやバーチャル警備システム、警備ドローン等を活用した**施設警備業務の省力化**、交通誘導システム等を活用した**交通誘導警備業務の省力化**。
- 警備員の労務管理、配置シフト管理、上番・下番報告管理、給与の計算や債権債務業務等をシステム化することで、**事務処理や管制員等の業務を省力化**。
- その他、各種申請手続きのオンライン化。

サポート体制の整備・周知広報

- 業界団体による事業者向けセミナー等での優良事例の横展開により省力化施策を推進。
- 各省庁の施策情報を警察庁が集約し、業界団体等の情報発信を經由して各事業者に浸透させる。
- 生産性向上支援センターにおける伴走支援を活用。

目標、KPI、スケジュール

- 目標：警備業の労働生産性を**2029年度までに25%向上**（2024年度比）することを目指す。
- KPI：2029年度までに**警察行政手続オンライン化システムの利用率25%**を目指す（2025年12月から運用開始）。
2029年度までに**法定教育にeラーニングを導入している事業者数約1,000業者**を目指す
（2025年11月末時点の導入事業者数約313事業者）。
- 省力化支援施策に関する**セミナー（説明会）を年4回（累計16回）開催**し、DX化を推進する。

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

重点支援地方交付金

生活者支援

①食料品の物価高騰に対する特別加算

例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付



②物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援

例) LPガス使用世帯への給付等の支援



③物価高騰に伴う子育て世帯支援

例) 小中学校等における学校給食費の支援



④消費下支え等を通じた生活者支援

例) 水道料金の減免



⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



事業者支援

①中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

例) ・経営指導員による伴走支援
・生産性向上に向けた補助
・公共調達における価格転嫁の円滑化

②医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援



③農林水産業における物価高騰対策支援

例) ・飼料高騰の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援



④中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

例) ・特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援
・中小企業の省エネの取組支援



⑤地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

例) ・地域に不可欠な交通手段の確保
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応

厚生労働省の賃上げに向けた主な支援施策の実績（令和６年度）

全国

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和７年度から受付を再開していることから令和６年度実績はなし	－	－	－
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、 事業展開等リスクリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

埼玉県

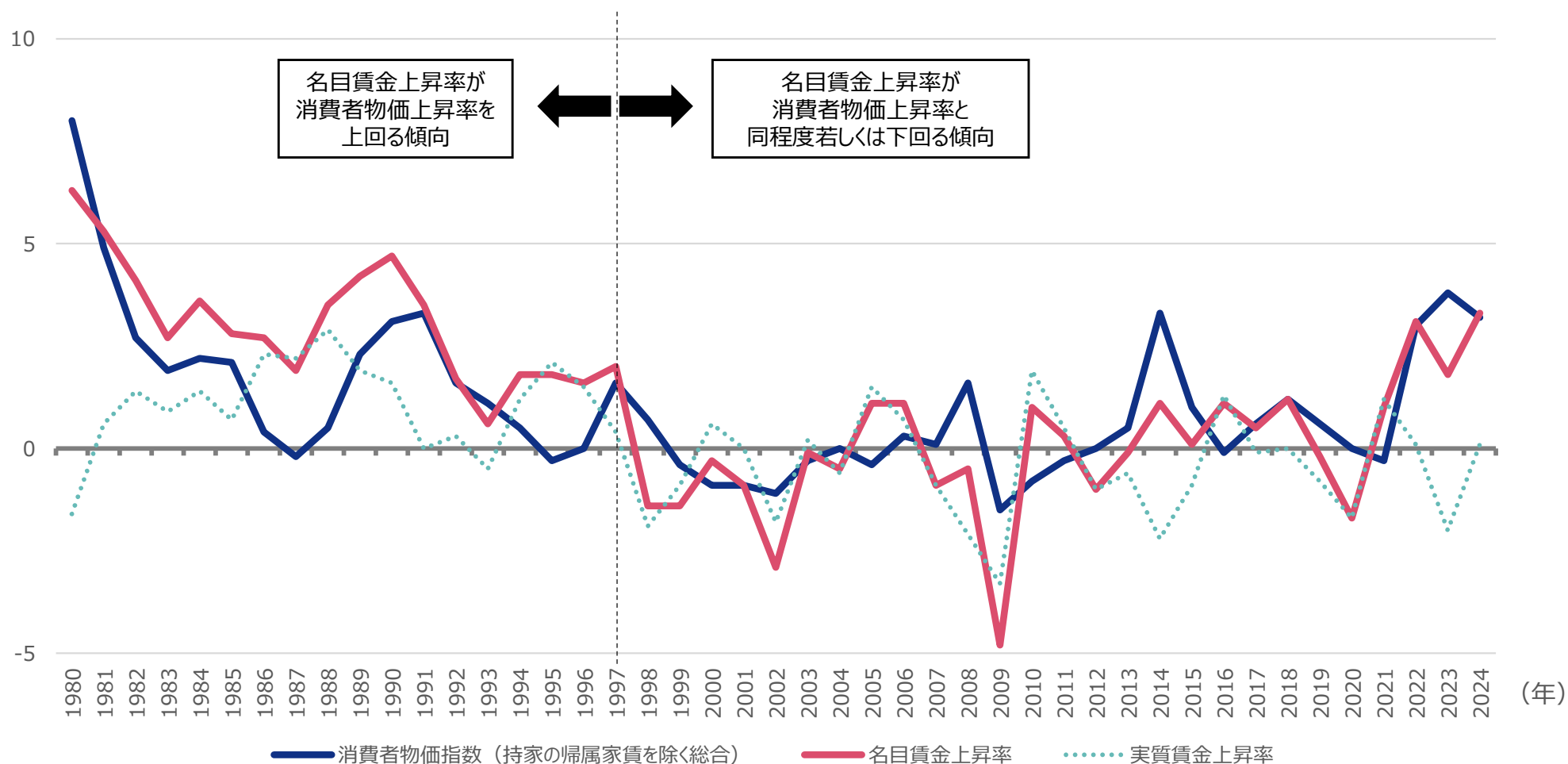
名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	552件	432件	5.8
キャリアアップ助成金	3,324	2,419	17.4
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） ※ 令和７年度から受付を再開していることから令和６年度実績はなし	－	－	－
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、 事業展開等リスクリング支援コース	1,179	1,096	9.3
働き方改革推進支援助成金	176	153	3.1

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- **賃上げ調査・分析等について**
- ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 物価上昇率は、2022年以降はそれ以前より高い傾向にあり、3%台で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降プラスで推移。

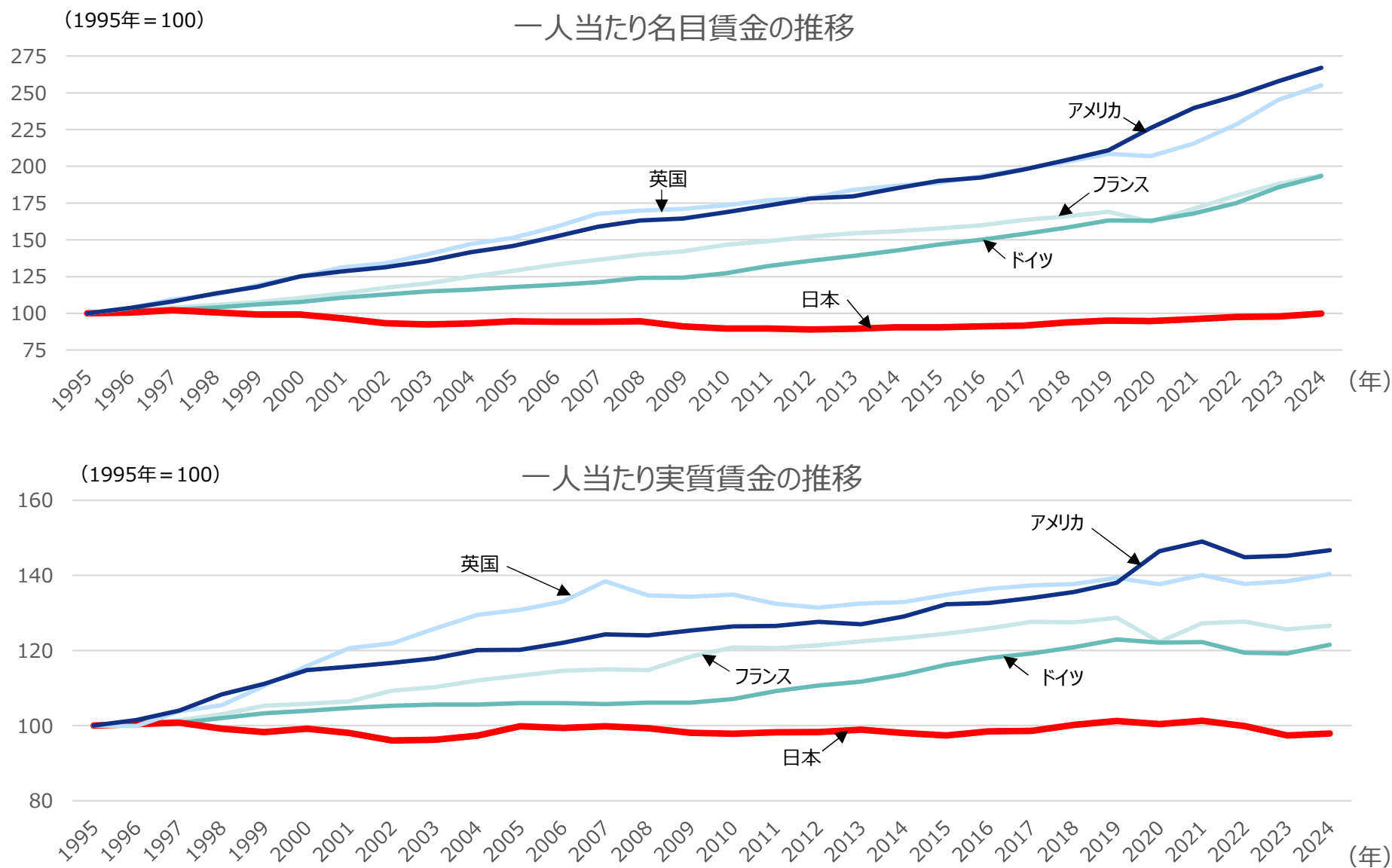


（資料出所）総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象（毎月勤労統計調査で一般的に報道されるのは5人以上事業所が対象）

一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

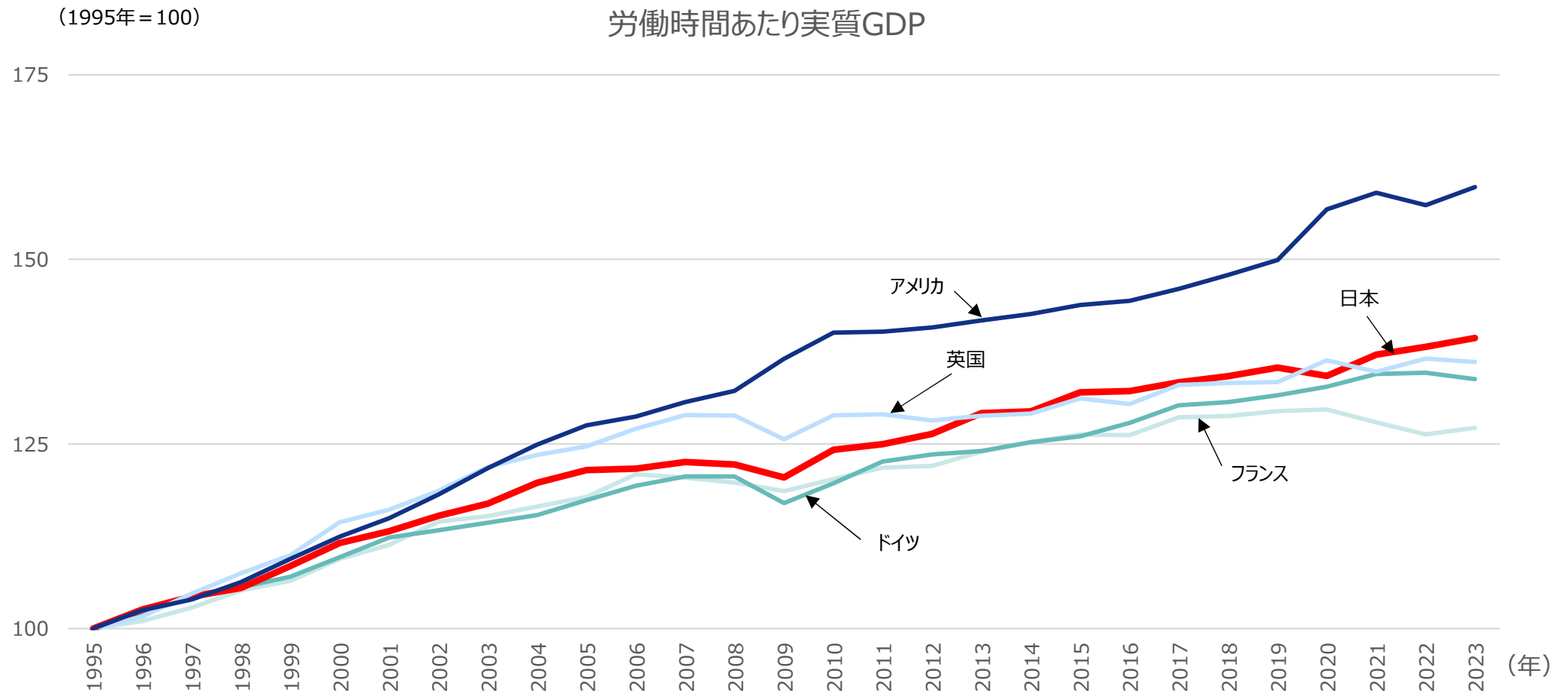
□ 過去30年間にわたり、我が国の一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

労働時間当たり実質GDP

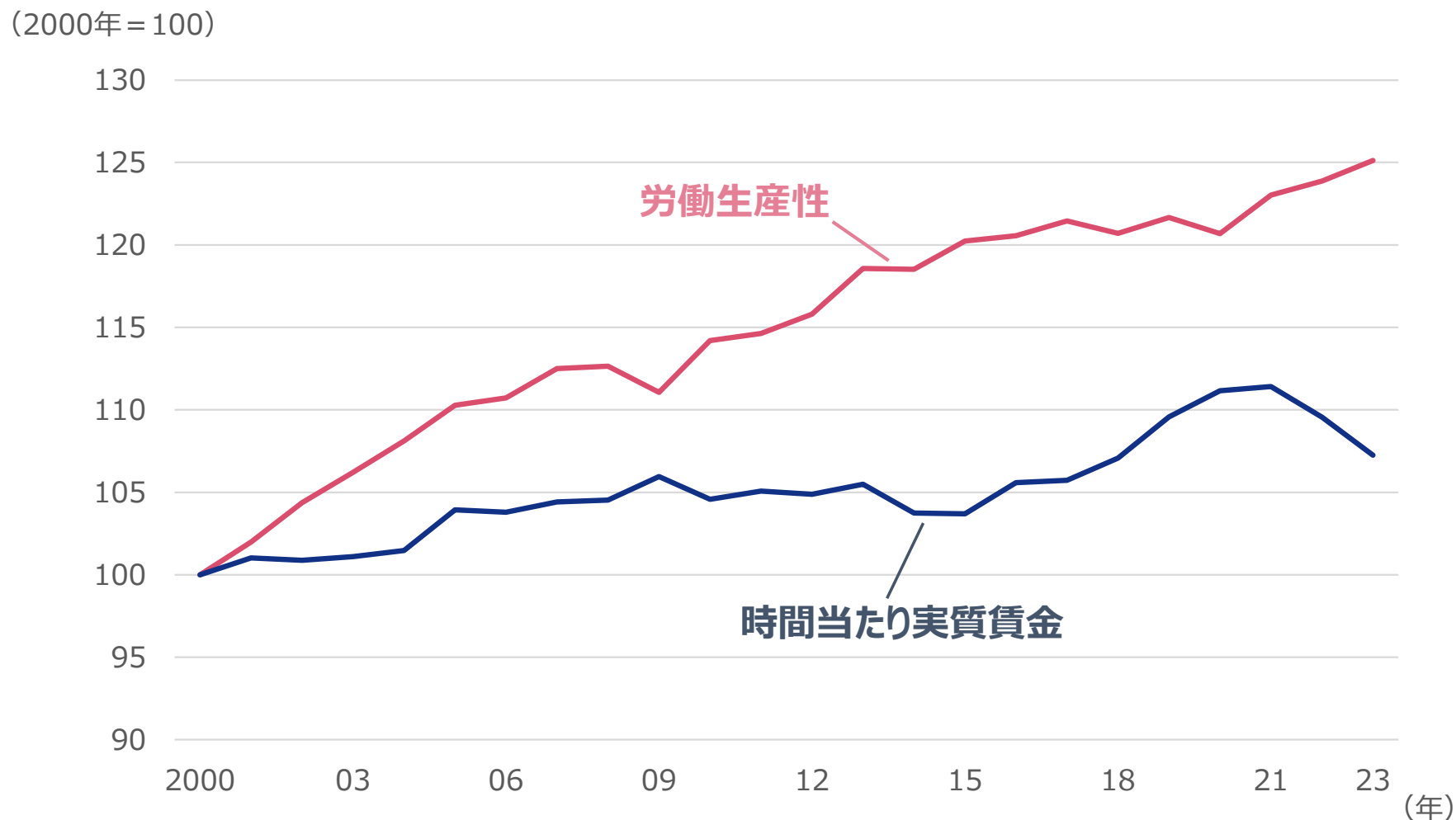
労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

□ 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(注) 労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース

労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したもののについて、2000年を100としたもの
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したもののについて、2000年を100としたもの

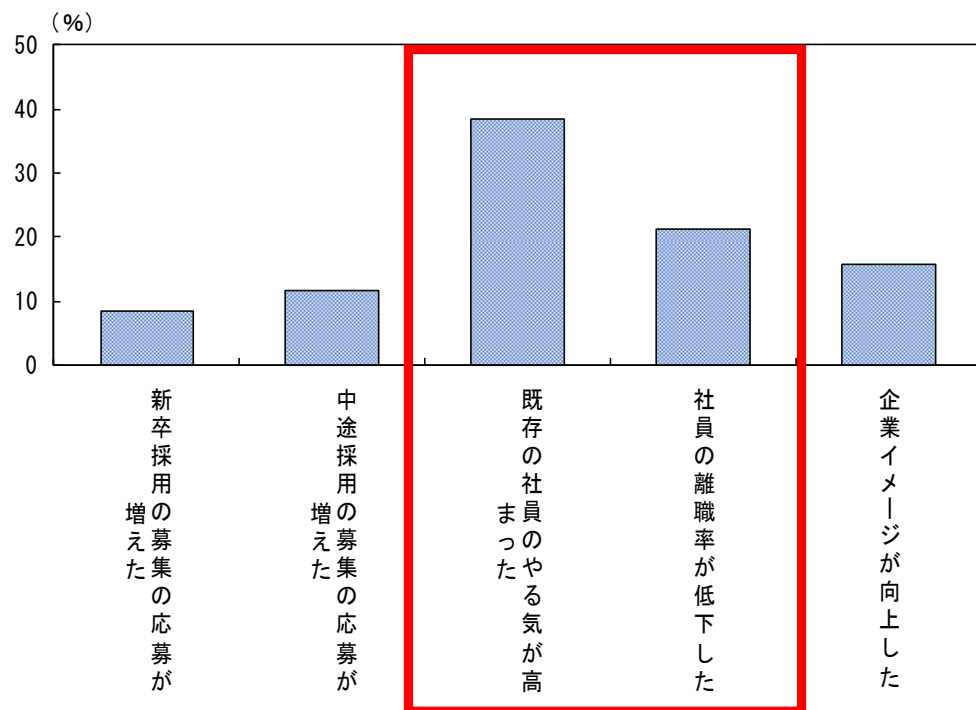
賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

図表

01

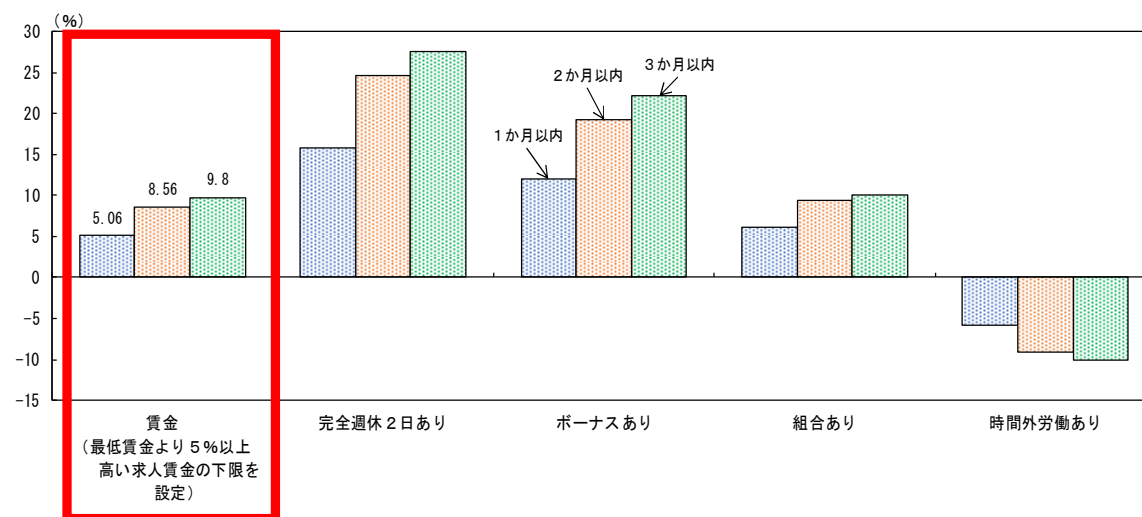
賃上げで企業が実感する効果



図表

02

求人条件による被紹介企業への応募増加効果



※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より5%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、3か月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

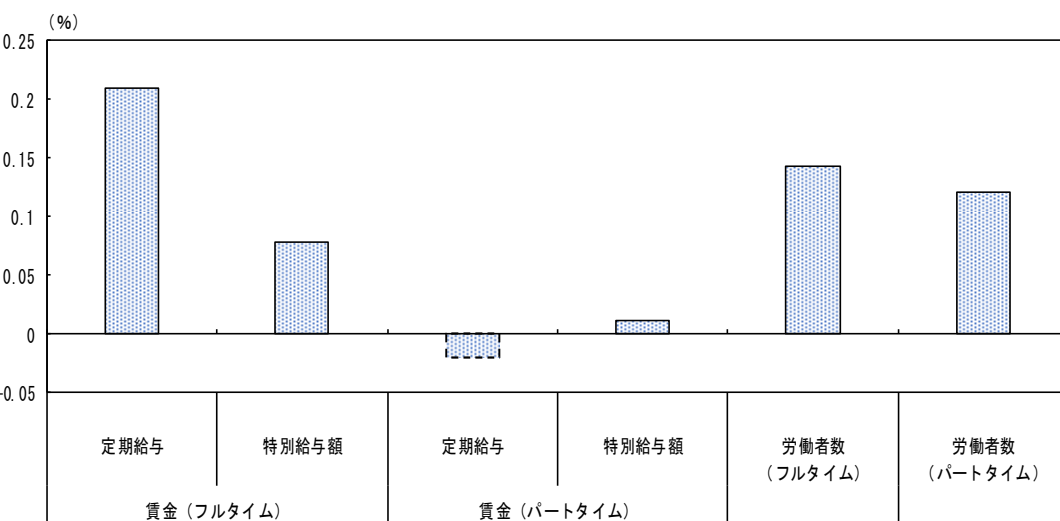
- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表

03

消費への効果

賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率

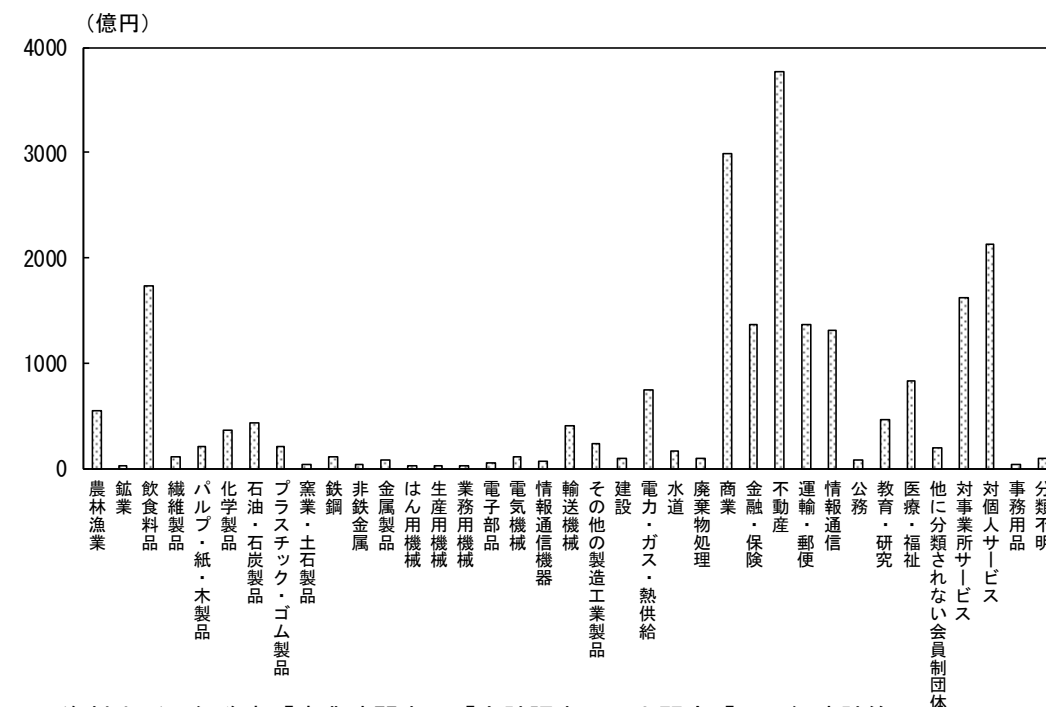


図表

04

生産への効果

賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

賃上げの状況

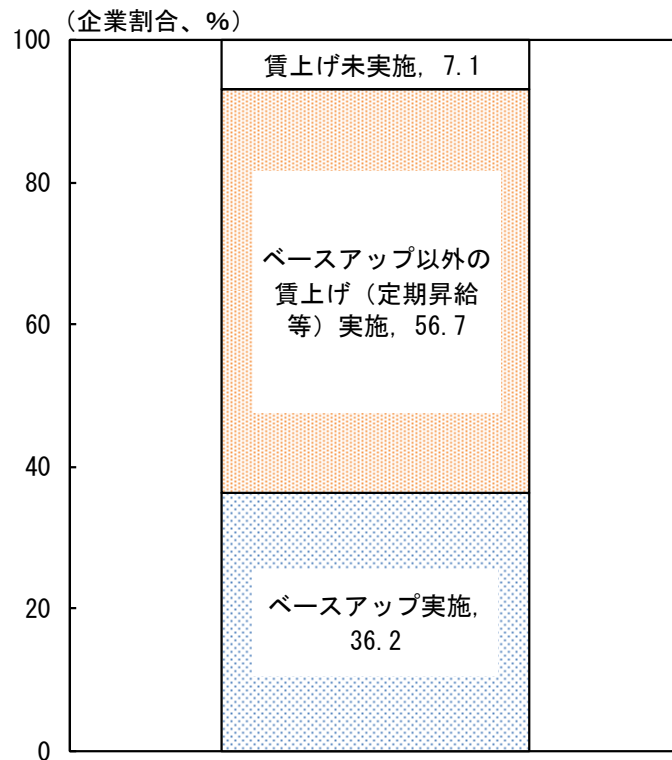
- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表

05

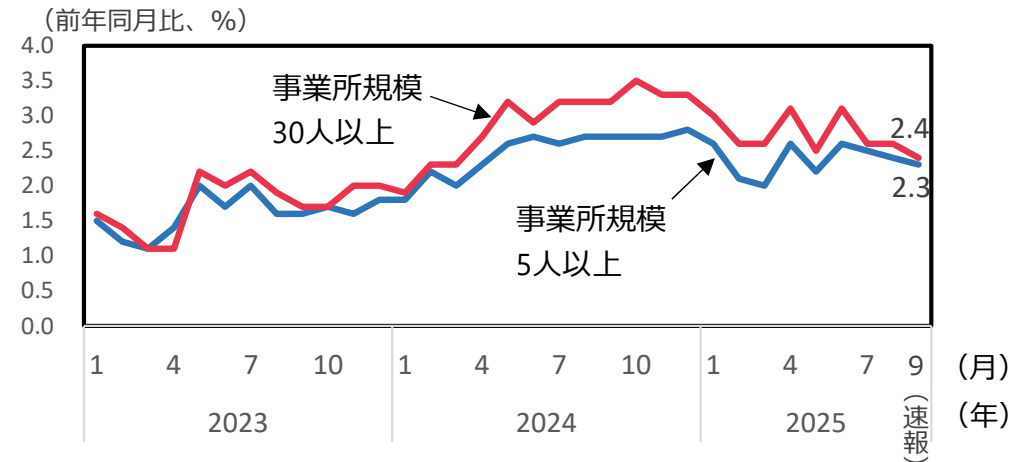
賃上げ実施状況

賃上げの方法等（2022年）

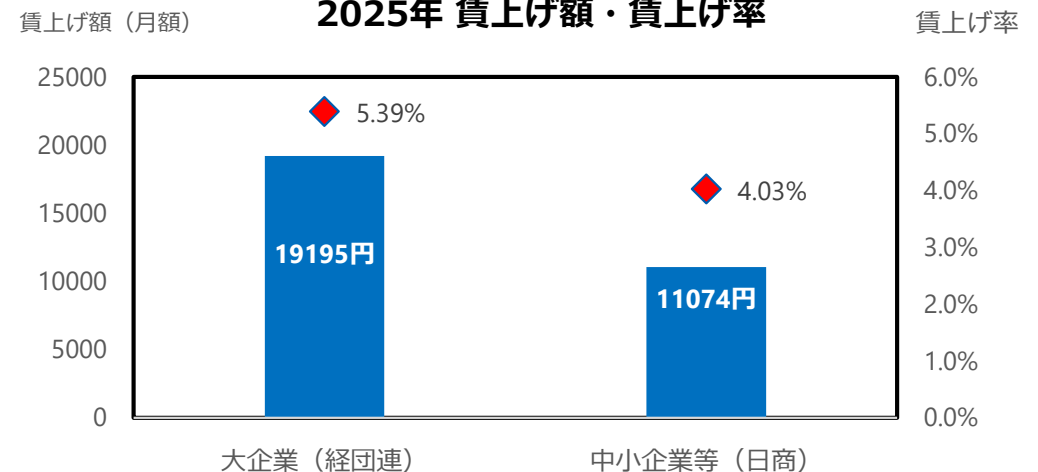


資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。
 （独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 （注）2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。

一般労働者の所定内給与の推移



2025年 賃上げ額・賃上げ率



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2025年春季労働交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が139社、中小企業等（日商調査）が2,389社。

令和 7 年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R7.10.14）

調査結果の概要

1 賃金の改定状況

（1）賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.5%**（前年91.2%）

（2）1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 13,601円（前年 11,961円）

改定率（予定を含む。） 4.4%（同 4.1%）

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **15,229円**（前年13,668円）

改定率（予定を含む。） **4.8%**（同 4.5%）

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **11,980円**（前年 10,170円）

改定率（予定を含む。） **4.0%**（同 3.6%）

（注）1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

（1）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況 定期昇給を「行った・行う」企業割合 76.8%

（2）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合 57.8%

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- **ハラスメント対策の強化（令和7年労働施策総合推進法等一部改正法概要）**
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）20

参考資料

- 政府・厚生労働省の賃上げに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について
- ハラスメント対策の強化（令和 7 年労働施策総合推進法等一部改正法概要）
- 地域働き方・職場改革、アンコンシャス・バイアスの解消

地域働き方・職場改革等推進会議について

設置の趣旨・目的

- 全世代型社会保障を構築していくためには、個人のライフスタイル・ライフサイクルに応じた多様な働き方やキャリア選択が可能となり、将来への展望を持ちながら安心して働くことができる環境を整備することが重要である。
- 我が国が「人材希少社会」に入らる中で、全ての人が幸せを実感できる、人を財産として尊重する「人財尊重社会」を築いていく必要があり、「地方創生2.0の「基本的な考え方」」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）を踏まえ、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、若者や女性にも選ばれる地方を実現するため、地域の関係者や有識者が議論し、共に地域の働き方・職場改革等の推進に取り組む地域密着型の活動を促進し、先行可能な地域からの実践を支援する必要がある。
- この支援について、有識者を含めて検討し、関係行政機関で連携して実施するため、全世代型社会保障構築本部の下に、地域働き方・職場改革等推進会議を開催する。

取組の参加自治体

- 本取組に参画する自治体を募集した結果、全国68自治体（24県・44市町村）が取組に参加。

幹事会（サポートメンバー）

- 関係府省で連携して取組を進めるため、会議の下に、関係行政機関の職員で構成する幹事会を置く。

スケジュール

- 4月25日（金）第1回会議開催
 - 9月29日（月）第2回会議開催
- ※春以降、各自治体における取組を順次実施。

推進会議のメンバー（◎：議長、○：副議長）			
◎佐藤啓	内閣官房副長官（参）	猪熊律子	読売新聞東京本社編集委員室
○金子容三	内閣府大臣政務官（全世代型社会保障改革担当）	小安美和	㈱ Will Lab代表取締役
古川直季	内閣府大臣政務官（新しい地方経済・生活環境創生担当、男女共同参画担当）	白河桃子	昭和女子大学客員教授、情報経営イノベーション専門職大学特任教授
神谷政幸	厚生労働大臣政務官	菅原茂	宮城県気仙沼市長
		平井伸治	鳥取県知事
		古屋星斗	リクルートワークス研究所主任研究員
		山本蓮	地方女子プロジェクト代表
幹事会のメンバー（◎：議長、○：副議長）			
◎内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長		厚生労働省大臣官房審議官（雇用環境、均等担当）	
○内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官		厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）（政策統括室長代理 併任）	
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官		内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官	
内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局企画官		内閣府男女共同参画局推進課長	
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局審議官		厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）（雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室長併任）	
内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）			

地域働き方・職場改革ネットワーク

～「魅力ある働き方・職場づくり」を起点とした地域社会の変革～

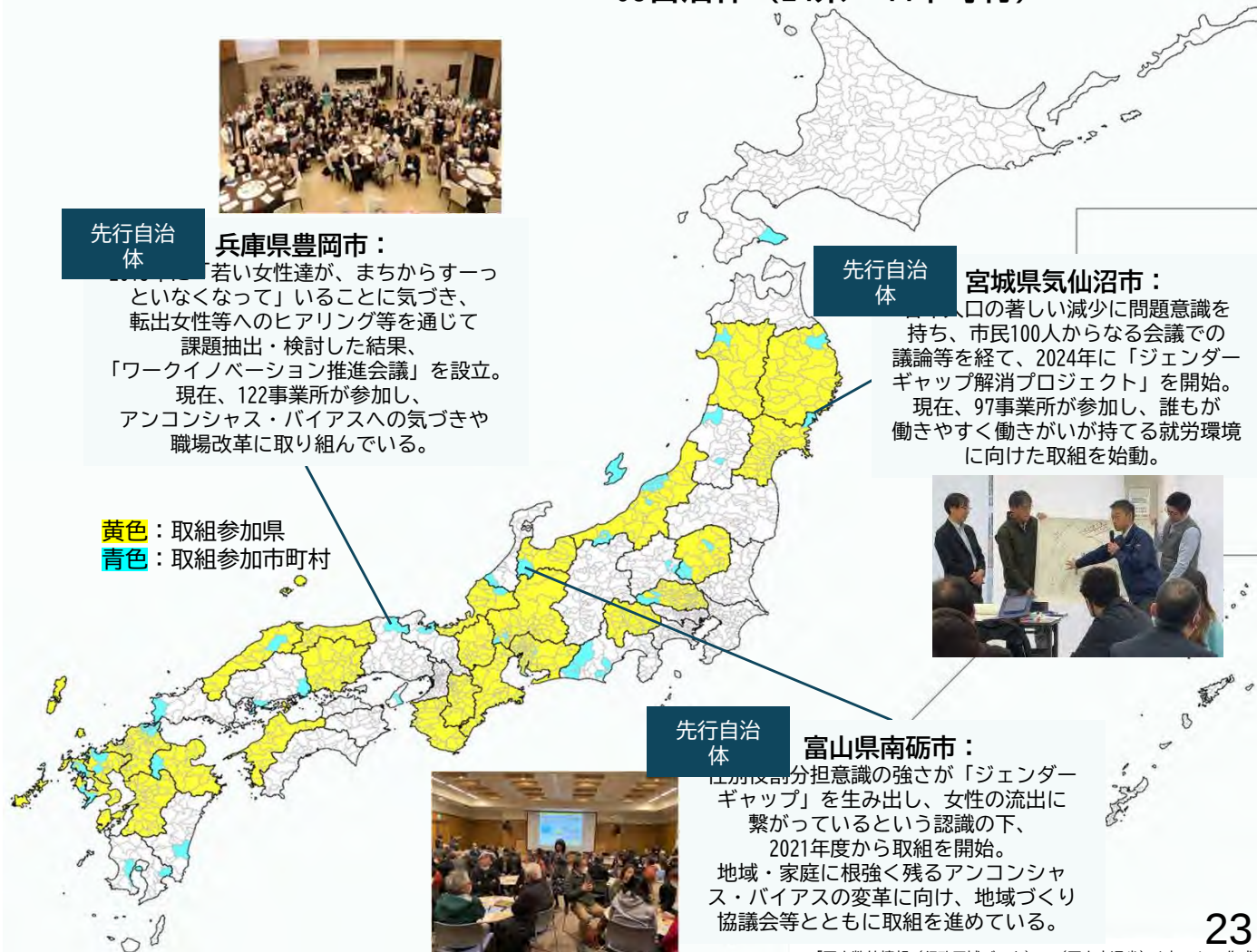
- 「若者や女性にも選ばれる地方」に向け、自治体が地元企業等に呼びかけて、地域社会のアンコンシャス・バイアスや「働き方の課題」を解決していく取組を始動。
- 68自治体（24県・44市町村）が参加し、「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成。先行自治体の成否両方の経験や有識者の知見の共有等により取組を加速し、全国的な波及を目指す。

	県（24）	市町村（41）	
北海道		函館市（北海道）	
東北	岩手県 秋田県 宮城県	久慈市（岩手県） 能代市（秋田県）	酒田市（山形県） 白鷹町（山形県）
関東	栃木県 埼玉県	足利市（栃木県） 佐野市（栃木県） 矢板市（栃木県）	秩父市（埼玉県） 桐生市（群馬県）
甲信越	新潟県 山梨県	新潟市（新潟県） 見附市（新潟県）	妙高市（新潟県） 佐渡市（新潟県）
東海	岐阜県 愛知県 三重県	大垣市（岐阜県） みよし市（愛知県） 南知多町（愛知県）	浜松市（静岡県） 焼津市（静岡県） 藤枝市（静岡県） 菊川市（静岡県） 牧之原市（静岡県）
北陸	富山県 福井県	加賀市（石川県） 勝山市（福井県）	
近畿	滋賀県 奈良県 和歌山県	舞鶴市（京都府） 洲本市（兵庫県）	門真市（大阪府）
中国	鳥取県 島根県 岡山県	境港市（鳥取県） 雲南市（島根県） 下関市（山口県）	呉市（広島県） 福山市（広島県）
四国	愛媛県		
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	北九州市（福岡県） 唐津市（佐賀県） 武雄市（佐賀県） 長崎市（長崎県） 佐世保市（長崎県）	日田市（大分県） 宮崎市（宮城県） 鹿児島市（鹿児島県） 志布志市（鹿児島県）

	市町村（3）	
先行自治体	豊岡市（兵庫県） 南砺市（富山県）	気仙沼市（宮城県）

地域働き方・職場改革ネットワーク

68自治体（24県・44市町村）



労働局が「働き方の課題」への対応を支援します。

労働局は、様々な労働行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。仕事を探している方、働いている方、事業者の方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

また、働く方を直接支援する第一線の機関として、職業安定・人材開発行政のハローワーク、労働基準行政の労働基準監督署、雇用環境・均等行政の雇用環境・均等部（室）を有しています。

今般、地域の「職場」に呼びかけて課題への気づき・対応を促し、若者・女性にとっての「職場」の魅力を高めることに取り組む自治体の皆さまと連携し、協力させていただければ幸いです。

自治体の皆さまの取り組み	労働局の協力が考えられる事項	
①調査、ヒアリング	・若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供 ・優良事例企業の情報提供 ・地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化	
②セミナー、 ワークショップ	・女性活躍・就職支援等イベントの共同開催 ・若者・女性活躍等に取り組む企業リストの提供 ・職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説	・女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣 ・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ ・ハローワークにおける取り組みとの連携 ・地域共同での職場情報（しょくばらぼ）の発信強化
③フォーラム、 シンポジウム	・えるぼし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ	※女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画。常時雇用する労働者101人以上の企業は策定義務、100人以下の企業は努力義務とされています。
④コンサルティング	・働き方改革推進支援センターにおける個別企業に対する支援	・監督署における企業に対する相談対応・支援 ・地域の若者・女性のキャリア形成・リ・スキリング支援 ・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ
⑤好事例展開	・優良事例企業の情報提供	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ
⑥補助金	・自治体で実施される補助金の趣旨・内容に合わせた説明会等での講師派遣	・求人事業主等に対する自治体の取り組み周知・活用の働きかけ ・ハローワークにおける取り組みとの連携
⑦協議体制、共同宣言	・協議体制等への労働局やハローワークの参画	
⑧その他（独自の企業認定・表彰等）	・自治体の企業認定を取得等した企業へのえるぼし・くるみん・ユースエールの取得のための働きかけ ・職場における女性活躍の重要性や法に基づく行動計画（※）策定のポイントの解説 ・女性活躍、労働時間の法制度・施策、採用についての説明講師の派遣 ・地域活性化雇用創造プロジェクト・地域雇用活性化推進事業の活用等支援	



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク・労働基準監督署

アンコンシャス・バイアスについて

- ◆ 固定的性別役割分担意識、とりわけ、女性の活躍を無意識に阻むアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根深く存在。
- ◆ アンコンシャス・バイアスを背景に、勤続年数や管理職比率の差や、コース別雇用管理の下で男女の労働者の役割分担が定着している実態がある。

性別役割に対する考え

男性 上位10項目				女性 上位10項目			
回答者数：5452		(%)	(参考) 前回順位	回答者数：5384		(%)	(参考) 前回順位
1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	48.7	2	1	男性は仕事をして家計を支えるべきだ	44.9	2
2	女性には女性らしい感性があるものだ	45.7	1	2	女性には女性らしい感性があるものだ	43.1	1
3	女性は感情的になりやすい	35.3	4	3	女性は感情的になりやすい	37.0	3
4	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	34.0	3	4	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.2	4
5	育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	33.8	5	5	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	27.2	—
6	女性は弱い存在なので、守られなければならない	33.1	—	6	女性は弱い存在なので、守られなければならない	23.4	—
7	男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.4	7	7	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	21.6	5
8	男性は人前で泣くべきではない	28.9	6	8	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	21.5	10
9	女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い	28.6	—	9	組織のリーダーは男性の方が向いている	20.9	8
10	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ	28.4	8	9	大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	20.9	8
11	家事・育児は女性がするべきだ	27.3	9	11	家事・育児は女性がするべきだ	20.7	7
14	家を継ぐのは男性であるべきだ	25.4	10	12	共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ	20.3	6

＜職場における性別役割意識＞



(資料出所) 令和4年度「性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査」(内閣府男女共同参画局)

官公需における価格転嫁の取組について

内閣官房

2026年2月

官公需における価格転嫁の取組について

I 官公需の重要性

- エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、**企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現**するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。
- 地方に目を向けると、GDP全体の約 1 / 4 を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、**官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしている**ことから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

II 政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底

【経済財政運営と改革の基本方針2025等】

「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」

- ◆ 低入札価格調査制度等の導入拡大・活用
→ 地方公共団体における導入の促進
- ◆ 地方公共団体における相談窓口の開設
→ 「取引かけこみ寺（旧：下請かけこみ寺）」の活用

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 （R7.4.22閣議決定）

- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定の促進等

物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

- ◆ 国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

制度面

- ◆ 特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底
（自治体ごとの導入状況が見える化）
- ◆ 労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し
（直接人件費・直接物件費を指標とする等）
- ◆ 物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化

財政面

- ◆ 官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ
- ◆ 「重点支援地方交付金」の活用
（実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援）
- ◆ 各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映（R8年度～）

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の 推進に向けた取組について

財務省

2026年2月

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

1. 府省庁等申合せ（令和7年12月16日）

（1）ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制等を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

（2）低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、新たな調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次調査基準の見直しを行う。

（3）期中改定等の徹底

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で明記されている期中改定条項等の契約への設定、受注者からの申出に対する誠実な協議等の取組みを徹底する。

（4）本府省庁等から地方支分部局等への支援等、独立行政法人等への要請等など

2. 財務省主計局長通達の追加改正（令和7年12月16日）

（1）低入札価格調査事項等の事前周知

入札公告・入札説明書等に以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知する。

- ・調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・積算資料等の提出・説明に応じない等の場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としがない場合があること など

（2）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

調査の結果、契約内容に適合した履行がなされるものと判断した場合において、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

（注）上記の内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

(参考) 低入札価格調査制度に関する政府決定

経済財政運営と改革の基本方針2025

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、**低入札価格調査制度**及び最低制限価格制度の**導入拡大・活用**、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を**進める**。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。

国・独立行政法人等において、**低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。**

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、**同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。**

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

「強い経済」を実現する総合経済対策

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながるが必要であり、最低制限価格制度及び**低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する。**

国において、**低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する。**同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査でも明らかとなった。**事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定する**ほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の 実現に向けた取組について

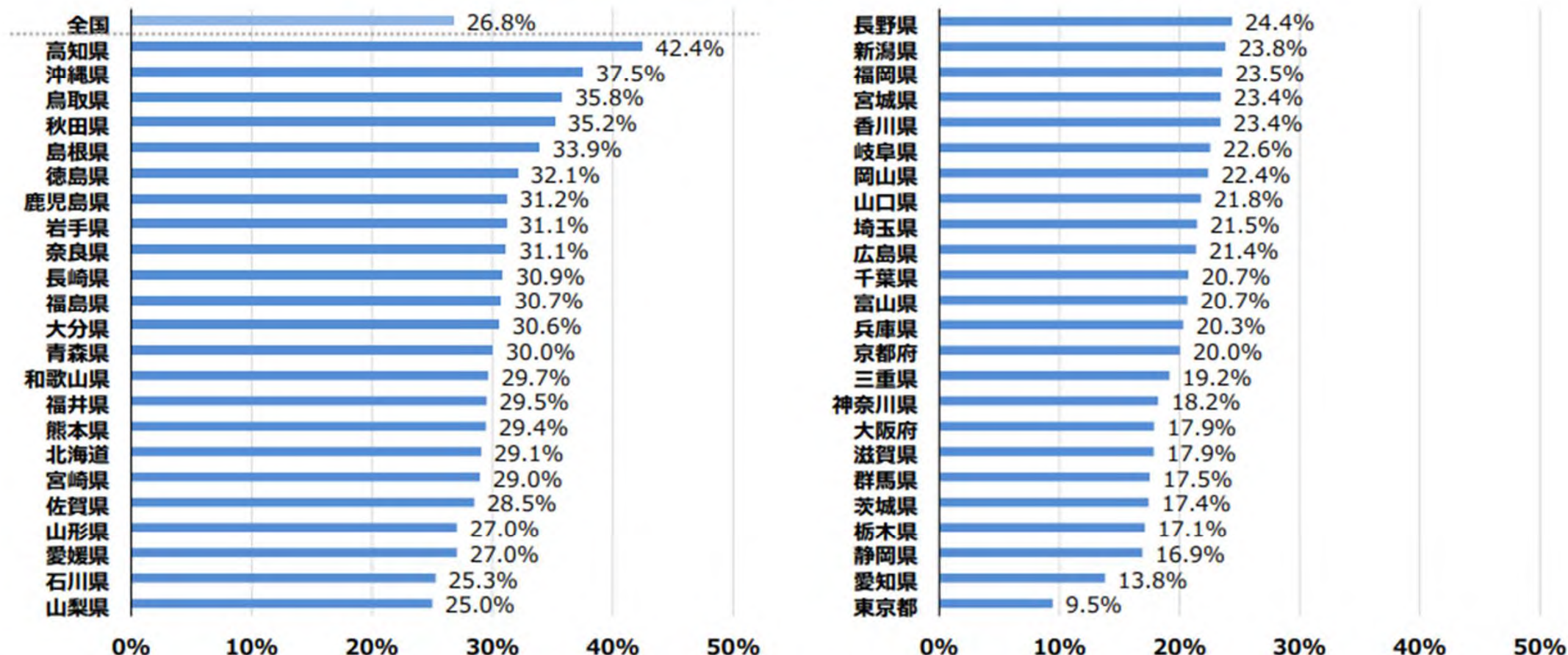
令和 8 年 2 月
総務省自治行政局

公的需要が都道府県GDPに占める割合

新しい資本主義のグランドデザイン
及び実行計画2025年改訂版
基礎資料集（R7.6.13閣議決定）

- 2021年度における日本の国内総生産（554.6兆円）のうち公的需要（政府最終消費、公的固定資本など）の大きさは148.5兆円。全体の26.8%を占めており、日本経済に重要な役割を担っている。
- 公的需要が都道府県GDPに占める割合は、高知県（42.4%）、沖縄県（37.5%）、鳥取県（35.8%）、秋田県（35.2%）、島根県（33.9%）など、地方部ほど公的需要が占める割合が高く、官公需は地域経済に重要な存在。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



（注） 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
 全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。
 （出所） 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に作成。

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について

- コストカット経済が終焉を迎えつつある中、**物価上昇を上回る賃上げを実現**するためには、企業数の99%以上、従業者数の70%近くを占める中小企業を中心として、労務費や原材料費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要。
- とりわけ、GDP全体の約1/4を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、**地域経済の活性化等**の観点からも、**適切な価格転嫁が必要**。自治体には、「**適正な価格で契約を行う**」ことに対する意識の確立が求められている。
- R7年度補正予算では、委託料の増加等の価格転嫁対策として地方交付税を0.2兆円増額するとともに、価格転嫁の円滑化のために活用可能な「重点支援地方交付金」を2.0兆円計上。また、R8年度地方財政計画でも、委託料、維持補修費、投資的経費等について0.6兆円を増額計上。こうした財政措置も前提に、各自治体において**適切に価格転嫁が行われるよう、以下の取組を行う必要がある**。

1 適切な予定価格の作成

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格を作成**する必要

CHECK !

- ☐ 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がないか

2 期中における必要な契約変更の実施等

- 労務費や原材料費等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約変更の実施も含め適切に対応**する必要
- 契約後に賃金水準や物価水準が変動した場合に、**請負代金の変更を請求できることを契約に盛り込んでおく**ことも有効

CHECK !

- ☐ 予算の不足等を理由に事業者からの協議の申し出を断っていないか
- ☐ 複数年度にわたる契約や指定管理施設における指定管理料の決定において、自治体から受注者等に対し、年1回以上、契約変更等の必要性について協議を行っているか

3 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の活用

- 本制度の適切な活用は、契約内容の適正な履行の確保はもとより、**適切な価格転嫁を担保**する観点からも重要

POINT

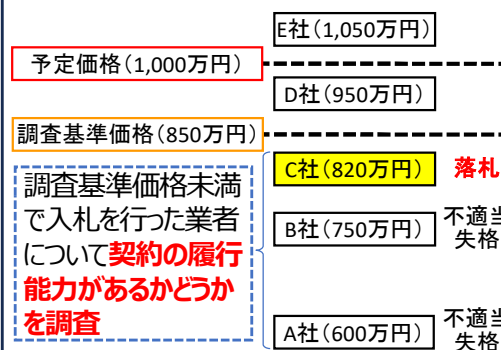
- ・ 総務省から自治体に対し、**原則として全ての入札への制度導入**を積極的に検討していただくよう要請（R7.6.26通知）
- ・ 自治体ごとの制度の導入状況は「**見える化**」して公表（R7.9）

CHECK !

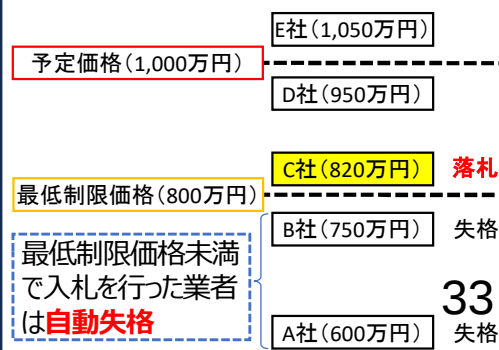
- ☐ 工事請負以外の契約についても、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入しているか

＜参考＞低入札価格調査制度・最低制限価格制度とは？

【低入札価格調査制度のイメージ】



【最低制限価格制度のイメージ】



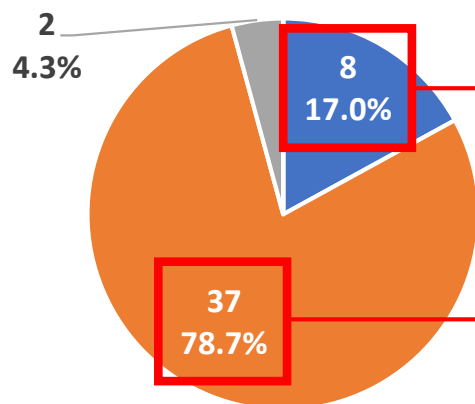
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況について

- 総務省においては、各地方公共団体における低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入に係る検討に資するよう、これらの制度の活用状況のフォローアップ調査・取りまとめを行った。 ※前回調査はR6.9に実施
- 調査結果を見ると、依然として**工事関係以外の請負契約に制度を導入していない市区町村が多い**。**原則、すべての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入していただきたい。**

調査結果の概要

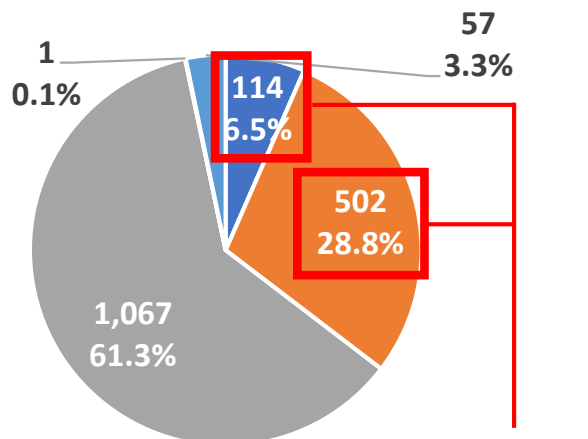
＜低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（R7.5時点）＞

都道府県



① + ②で
95.7%

市区町村



① + ②で
35.3%

■ ① 全ての請負契約

■ ② 工事関係 + 工事関係以外の一部の請負契約

■ ③ 工事関係の請負契約のみ

■ ④ 工事関係以外の請負契約のみ

■ ⑤ 導入していない

※ 前回調査時に、工事関係以外の請負契約に制度を導入していなかったのは、都道府県で7団体、市区町村で1,267団体

⇒ **制度導入が進んでいない理由として、市区町村からは、「制度導入に当たってのノウハウがない」といった課題があげられている。都道府県の実践を周知するなど、市区町村において制度導入が進むよう、支援をお願いしたい。**

※ 調査結果の詳細については、総務省HPに掲載している。今後も定期的に導入状況等のフォローアップを行う予定。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

「重点支援地方交付金」を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 本交付金については、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のためにも活用することが可能です。

趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
 - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
 - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
 - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
 - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
 - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中堅企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



重点支援地方交付金の活用方法

○対象とする事業

- ・地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達

○対象とする費用

- ・物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分（実質的な賃上げにつながるもの）

○具体的な取り組みのイメージ

- ・公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
- ・価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

活用にあたっての留意点

※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、適切な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。

※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円
※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費（単独）：3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円
- 公営企業における物価高への影響：500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標（案）】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率（※）
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率（※） ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

（参考）「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止